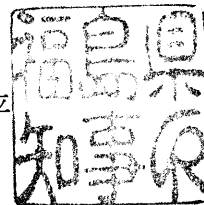


平成24年9月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

福島県知事 佐藤 雄平



平成24年7月12日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・
解除の考え方」Ⅱの8に基づく牛の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除」Ⅱの8に基づき、平成23年8
月25日に定めた本県の牛の「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので、提出す
る。

出荷・検査方針の新旧対照表

新	旧
1 定義 (1)「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが福島県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6ヵ月間に出荷した3頭以上（過去6ヵ月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあっては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムの検査結果が全て50Bq/kg 以下であったことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。 ① 計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は避難指示が解除された区域に所在する牛の飼養農家（ただし、当該農家の畜舎、農場等について、放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年八月三十日法律第百十号）に基づく国による除染等が適切に行われたことを県が確認した場合に限り、牛の出荷を行うものとする。） ② 汚染稲わら等を給与した、又は給与したおそれがある牛の飼養農家 ③ その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が100Bq/kg（平成24年3月31日までに行われた検査にあっては500Bq/kg）を超過した牛の飼養農家 ④ ①から③に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家 (2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。	1 定義 (1)「全頭検査対象農家」とは、 ① 牛の飼養農家であって、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在するもの ② 牛の飼養農家であって、福島県が実施した飼養状況確認検査（緊急立入調査）等により適切な飼養管理が確認されなかったもの ③ その肉の放射性セシウムについての検査結果が暫定規制値（500 Bq/kg）を上回った牛の飼養農家をいう。 (2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に(その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに)県の職員が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。なお、BSEの死亡牛検査の対象牛のうち、死亡する直前まで通常の飼養管理下にあり、急性疾患又は事故で死亡した牛であることを県の職員が認めたものの肉の放射性物質検査についての検査も農家別検査とすることができる。

2 全頭検査対象農家

(1)全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、福島県食肉流通センター(以下「センター」という。)に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2)全頭検査対象農家(既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が3頭連続(同一出荷日を除く。)して50Bq/kg 以下となったものに限る。)の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

(3)(1)又は(2)の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セ

(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50 Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に(その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると福島県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに)福島県の職員が指定する1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

2 全頭検査対象農家

(1)全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、福島県食肉流通センター(以下「センター」という。)に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2)全頭検査対象農家(既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての検査結果が全て500 Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものに限る。)の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上福島県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

シウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、センターに出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) (1) の規定にかかわらず、農家別検査の検査結果が得られた日から3か月を超えたことにより全戸検査済み農家に該当しなくなった全戸検査対象農家であって、その該当しなくなった日以降、と畜場に出荷した実績のないものが、その該当しなくなった日から3か月以内に、県から事前の承認を得てその飼養する牛を県が指定する福島県外のと畜場に出荷し、他の地方自治体が4により検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が検査を行う場合には、農家別検査を行うことができる。

(3) (1) 又は(2) の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

また、県は、全戸検査済み農家に対しても給与された飼料の放射性セシウムについての検査結果等を踏まえ、必要があると認める場合には、同様の対応を求めるものとする。

3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、センターに出荷し、農家別検査を行うものとする。

（４）全戸検査済み農家の飼養する牛は、（５）の①から④に掲げる牛を除き、県外に移動させ、又はと畜場に出荷できるものとする。

（５）全戸検査済み農家の飼養する牛のうち、次に掲げるものについては、センターに出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地方自治体が４により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材し、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷できるものとする。

- ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきた牛
- ② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきた牛
- ③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前を含む。）で飼養されていたことがある牛
- ④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家へ移動してきた牛

（６）県は、安全性をより確かなものとするとともに福島県産牛肉の信頼回復のため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるように努めるものとする。

（７）専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする、又は、牛の飼養管理のみを請け負う全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウム濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えないものに限る。）については、当該牛の飼養管理履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が６か月以内にと畜場に出荷される場合には検査が実施されることが担保されるよう、移動先の都道府県と十分に対応を協議した上で県外に移動させることができるものとする。その際、県は移動先の都道府

（２）全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷して差し支えない。ただし、次に掲げる牛については、センターに出荷し全頭検査を行うものとする。

- ① 汚染された稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの
- ② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきたもの
- ③ 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（事故後、区域設定までの間を含む。）からこれら区域外へ移動した牛であって、適切な飼養管理が確認されなかったもの

県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

4 福島県外のと畜場への出荷

(1) 県は、福島県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。

また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を福島県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようすると畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

4 他の都道府県に所在すると畜場への出荷

(1) 福島県は、県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。また、福島県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を福島県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 福島県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

5 出荷計画

(1) 福島県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度随時更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）
又は全戸検査済み農家の別

② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査
結果

③ 3の（5）の①から④に掲げる牛の飼養の有無及び有る場合はそ
の個体識別番号

（2）出荷計画は、センターのと畜能力が限られていることを踏まえ、
放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごと
に、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場
所等について定める。

（3）出荷計画案は、県及び関係者から構成される「牛肉モニタリ
ング体制構築推進ワーキングチーム」において決定された、出荷計画案
の作成方法や出荷調整方法等により生産者団体等が作成し、県に提出
する。

（4）その際、センターのと畜能力、県の検査能力並びに4により福
島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可
能な出荷計画を定めるものとする。

6 センターにおける管理等

（1）センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、
出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

（2）枝肉及び内臓等の保管・管理

① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛
とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、
枝肉への表示等）を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）
又は全戸検査済み農家の別

② 3の（2）の①、②又は③に掲げる牛の飼養の有無及びその個体
識別番号

（2）出荷計画は、センターのと畜能力が限られていることを踏まえ、
放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごと
に、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場
所等について定める。

（3）出荷計画案は、生産者団体等が作成し、福島県及び関係者から
構成される「牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチーム」にお
いて、その作成する調整方法等により検討し、確定する。

（4）その際、センターのと畜能力及び福島県の検査能力並びに4に
より福島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、
実施可能な出荷計画を定めるものとする。

6 センターにおける管理等

（1）センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、
出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

（2）枝肉及び内臓等の保管・管理

① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛
とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、
枝肉への表示等）を行う。

② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導の下に、と畜場の職員又は県が特に指定した者が行う。

③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。

④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、100Bq/kg を超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、100Bq/kg 以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

① 上記に従って放射性物質の検査を行い、100Bq/kg 以下であった牛の肉については、県が、「放射性物質検査確認書」を発行する。

② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(5)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、センター又は4により受け入れ体制が整っている福島県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kg を超過した場合の対応

(1) 検査結果が、100Bq/kg を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。

(2) 県は、100Bq/kg を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、福島県職員又は福島県が特に指定した者が立ち会うこととする。

③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管理が確実にできるとして福島県が指定する場所で保管・管理を行う。

④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、暫定規制値を上回った場合には、福島県職員又は福島県が特に指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、暫定規制値以下であることを確認した後には、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

① 上記に従って放射性物質の検査を行い、暫定規制値以下であった牛の肉については、福島県が、検査結果通知書を発行する。

② 全戸検査済み農家に対しては、福島県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(2)の①から③に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、センター又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が暫定規制値を上回った場合の対応

(1) 検査結果が、暫定規制値を上回った牛に由来する肉等については、販売を認めず、廃棄する。

(2) 暫定規制値を上回った牛を出荷した農家については、飼料や家畜の管理状況等について立入調査を行い、原因を究明し、再発防止を指導する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底

県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的に開催し、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の共有

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

福島県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を実施し、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質の降下等による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。特に、1の（1）の①に掲げる区域においては、重点的に指導を行う。

その際、平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知及び平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知に示された基準等が遵守されるよう指導を徹底する。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底

福島県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。

(3) 情報の共有

福島県は、関係機関・団体等で連絡会議を設置し、情報の共有化と畜産農家への周知及び指導の徹底を図る。

また、福島県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

(1) 汚染稲わら等の管理等

放射性物質汚染対処特措法及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」に基づき、処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、公有地等に隔離保管場所を確保できる場合は、隔離一時保管を行う。隔離保管場所の確保が困難な場合は、保有農家等において、スプレー等での着色、ラップフィルムやシート等での被覆等を実施する。

② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。また、処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。

③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超えることが確認された場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

(2) 飼養管理指導体制の強化

9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

7月11日～8月6日にかけて実施した飼養状況確認検査（緊急立入調査）では、3,434戸の県内全ての牛の飼養農家を対象に、飼養状況や飼料等の管理状況についての聞き取りに加え、サーベイメーターを用いた飼料や水、敷料等の放射線量の測定を行った。その結果、3,291戸（全体の約96%）の牛の飼養農家においては適切な飼養管理が行われていたが、143戸（全体の約4%）の牛の飼養農家においては、飼養管理の不備が確認された。

これらを踏まえ、以下の措置を講ずることにより、適切な飼養管理の徹底を図る。

(1) 汚染稲わらの処分等

次の①から③の措置について福島県職員がその実施について責任をもって管理する。

① 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、福島県職員が定期的に適切な保管がなされていることを確認する。

② 汚染稲わらの利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施する。

③ 汚染稲わらについては、可能な限り速やかに処分することとし、福島県職員が処分されたことを確認の上、汚染稲わら適正管理確認票にその旨を記載する。

(2) 飼養状況確認検査の継続

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、必要に応じ聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導する。

・実施者 ①県（各農林事務所、各家畜保健衛生所）

②市町村

③生産者団体（農業協同組合、畜産農業協同組合、酪農業協同組合）

・実施内容 ①飼養管理チェックリストの作成

②パンフレットに基づく安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底

③放射性物質に汚染されたおそれのある稲わら等の検査等

（３）牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や適切な飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

（４）今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

給与する飼料の安全性を確保していくため、福島県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

（５）飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

福島県は、全頭検査対象農家については、と畜場への出荷の都度、全戸検査対象農家については、初回出荷時及びその後３か月ごとを目安として、定期的に飼養状況確認検査を実施し、適切な飼養管理を確認する。

（３）飼養状況確認検査の内容

① 飼養状況や飼料等の管理状況についての聞き取りに加え、サーベイメーターを用いた飼料や水、敷料等の放射線量測定を行う。

② 飼養状況確認検査において、飼料や水、敷料等の放射線量が一定値を超えたものについては、試料のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施する。

（４）検査結果に基づく指導等

① （３）の飼養状況確認検査において、飼養管理が適切であると認められた農家については飼養管理適正確認書を発行し、その検査の日から３か月以内に限り、２又は３によると畜場への出荷を認める。

② （３）の飼養状況確認検査において、飼養管理の不備が確認された農家については、管理の是正指導を行い、飼養管理の改善が確認されるまで２によると畜場への出荷を認めない。

（５）その他

(注)

(1) この改正は、平成24年9月28日(改正日)から適用する。ただし、1の(1)に係る改正については、平成24年10月1日から適用する。

(2) 帰還困難区域及び警戒区域については、本方針の対象区域としていない。

(3) 平成24年3月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km 圏内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としていない。

① 福島県は、センターに対し、(4)の①の確認書の写しが提出されていない農家から出荷された牛のと畜を行わないよう指導を行う。

② 福島県は、牛の飼養農家に対し、と畜場へ出荷する全ての牛について、牛体の洗浄を行うよう指導する。

出荷・検査方針

1 定義

(1)「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが福島県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6ヵ月間に出荷した3頭以上（過去6ヵ月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあっては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムの検査結果が全て50Bq/kg以下であったことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。

- ① 計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は避難指示が解除された区域に所在する牛の飼養農家（ただし、当該農家の畜舎、農場等について、放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年八月三十日法律第百十号）に基づく国による除染等が適切に行われたことを県が確認した場合に限り、牛の出荷を行うものとする。）
- ② 汚染稲わら等を給与した、又は給与したおそれがある牛の飼養農家
- ③ その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が100Bq/kg（平成24年3月31日までに行われた検査にあっては500Bq/kg）を超過した牛の飼養農家
- ④ ①から③に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家

(2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに）県の職員が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。なお、BSEの死亡牛検査の対象牛のうち、死亡する直前まで通常の飼養管理下にあり、急性疾患又は事故で死亡した牛であることを県の職員が認めたものの肉の放射性物質検査についての検査も農家別検査とすることができる。

2 全頭検査対象農家

(1) 全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、福島県食肉流通センター（以下「センター」という。）に出荷し、その全頭につき放射性物質についての

検査を行うものとする。

- (2) 全頭検査対象農家（既に（１）の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が３頭連続（同一出荷日を除く。）して50Bq/kg以下となったものに限る。）の飼養する牛は、他の地方自治体が４により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。
- (3) (1) 又は（２）の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全頭検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼い直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

3 全戸検査対象農家

- (1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、センターに出荷し、農家別検査を行うものとする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、農家別検査の検査結果が得られた日から３か月を超えたことにより全戸検査済み農家に該当しなくなった全戸検査対象農家であって、その該当しなくなった日以降、と畜場に出荷した実績のないものが、その該当しなくなった日から３か月以内に、県から事前の承認を得てその飼養する牛を県が指定する福島県外のと畜場に出荷し、他の地方自治体が４により検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が検査を行う場合には、農家別検査を行うことができる。
- (3) (1) 又は（２）の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷自粛を要請するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼い直し、その他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

また、県は、全戸検査済み農家に対しても給与された飼料の放射性セシウムについての検査結果等を踏まえ、必要があると認める場合には、同様の対応を求めるものとする。

- (4) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、（５）の①から④に掲げる牛を除き、県外に移

動させ、又はと畜場に出荷できるものとする。

- (5) 全戸検査済み農家の飼養する牛のうち、次に掲げるものについては、センターに出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材し、県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷できるものとする。

- ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきた牛
- ② 福島第一原子力発電所の20km圏内から事故後に移動してきた牛
- ③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前を含む。）で飼養されていたことがある牛
- ④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家へ移動してきた牛

- (6) 県は、安全性をより確かなものとするとともに福島県産牛肉の信頼回復のため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるように努めるものとする。

- (7) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする、又は、牛の飼養管理のみを請け負う全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウム濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kgを超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えないものに限る。）については、当該牛の飼養管理履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が6か月以内にと畜場に出荷される場合には検査が実施されることが担保されるよう、移動先の都道府県と十分に対応を協議した上で県外に移動させることができるものとする。その際、県は移動先の都道府県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

4 福島県外のと畜場への出荷

- (1) 県は、福島県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。

また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

- (2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2)により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を福島県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとする畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別

② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査結果

③ 3の(5)の①から④に掲げる牛の飼養の有無及び有る場合はその個体識別番号

(2) 出荷計画は、センターのと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、県及び関係者から構成される「牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチーム」において決定された、出荷計画案の作成方法や出荷調整方法等により生産者団体等が作成し、県に提出する。

(4) その際、センターのと畜能力、県の検査能力並びに4により福島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

6 センターにおける管理等

(1) センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。

② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導の下に、と畜場の職員又は県が特に指定した者が行う。

③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。

- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、100Bq/kgを超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、100Bq/kg以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、100Bq/kg以下であった牛の肉については、県が、「放射性物質検査確認書」を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(5)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、センター又は4により受け入れ体制が整っている福島県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kgを超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、100Bq/kgを超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、100Bq/kgを超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底

県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的を開催し、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の共有

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて提供するとともに、市場に

流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

(1) 汚染稲わら等の管理等

放射性物質汚染対処特措法及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」に基づき、処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、公有地等に隔離保管場所を確保できる場合は、隔離一時保管を行う。隔離保管場所の確保が困難な場合は、保有農家等において、スプレー等での着色、ラップフィルムやシート等での被覆等を実施する。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。また、処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。
- ③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超えることが確認された場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

(2) 飼養管理指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、必要に応じ聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導する。

・実施者 ① 県（各農林事務所、各家畜保健衛生所）

② 市町村

③ 生産者団体（農業協同組合、畜産農業協同組合、酪農業協同組合）

・実施内容 ① 飼養管理チェックリストの作成

② パンフレットに基づく安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底

③ 放射性物質に汚染されたおそれのある稲わら等の検査等

(3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や適切な飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

給与する飼料の安全性を確保していくため、福島県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

(5) 飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

(注)

(1) この改正は、平成24年9月28日（改正日）から適用する。ただし、1の(1)に係る改正については、平成24年10月1日から適用する。

(2) 帰還困難区域及び警戒区域については、本方針の対象区域としていない。

(3) 平成24年3月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としていない。